

平成 23 年 12 月 1 日

各 位

株式会社安愚楽牧場

保全管理人 弁護士 渡 邊 顯

消費者庁の措置命令について

昨日、消費者庁より、株式会社安愚楽牧場（代表者三ヶ尻久美子）に対して、不当景品類及び不当表示防止法第 6 条に基づく措置命令がなされましたので、ご報告致します。

なお、三ヶ尻久美子氏より、上記命令に伴う周知内容を本ホームページに掲載したい旨の上申がありましたので、別途掲載致します。

以 上